

一関市告示第81号

一関市有機農業産地づくり推進事業費補助金交付要綱を次のように定め、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月28日

一関市長 佐藤善仁

一関市有機農業産地づくり推進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 有機農業の産地づくりを推進し、有機農業の取組の拡大を図るため、農業者の有機JAS認証の取得及び更新に要する経費に対し、予算の範囲内で一関市補助金交付規則（平成17年一関市規則第52号。以下「規則」という。）及びこの告示により補助金を交付する。

(定義)

第2 この告示において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有機JAS認証 日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第2条第3項に規定する登録認証機関が、有機農産物の日本農林規格（平成17年農林水産省告示第1605号。以下「日本農林規格」という。）に適合した方法で農産物の生産を行っている農業者に対し、その者が生産する農産物について有機農産物であることの表示を認めることをいう。
- (2) 転換期間中の者 日本農林規格3.2に規定する転換期間中のほ場において農産物を生産している個人又は法人をいう。
- (3) 団体認証 複数の個人や法人を構成員とする団体が有機JAS認証を取得及び更新する場合をいう。

(補助金の交付対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、一関地方有機農業推進協議会に加入している者であって、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内のほ場で有機農業を行う個人又は法人であって、有機JAS認証を新たに取得しようとする者

(2) 市内のほ場で有機農業を行う個人又は法人（転換期間中の者を含む。）
であって、有機 J A S 認証の更新をしようとする者

(3) 第 1 号又は第 2 号に規定する者が構成員となっている団体
（補助金の対象経費及び補助金の額）

第 4 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第 1 のとおりとする。ただし、市や国等から補助金等の交付を受けている経費は、補助対象経費としない。

（補助事業の内容の変更）

第 5 規則第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 補助対象経費の 30 パーセントを超える増減

(2) 補助金の交付額の変更を伴う変更

（申請の取下げ期日）

第 6 規則第 8 条第 1 項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して 15 日以内とする。

（前金払）

第 7 前金払を請求しようとするときは、一関市有機農業産地づくり推進事業費補助金前金払請求書（様式第 6 号）を市長に提出しなければならない。

（提出書類及び提出期日）

第 8 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第 2 のとおりとする。

（書類の整備）

第 9 補助事業者は、補助事業に係る収支を明らかにした書類を整備し、事業完了後 5 年間保存しなければならない。

（終期）

第 10 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

（補則）

第 11 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表第 1 (第 4 関係)

| 対象経費 | 補助金の額 |
|---|---|
| 有機 J A S 認証の取得に要する経費で、認定申請料、実地検査料、判定料、諸経費、認証講習会受講料、初回手数料その他市長が認めたもの | 対象経費の 2 分の 1 以内の額とし、5 万円を限度とする。 |
| 有機 J A S 認証の更新に要する経費で、認定申請料、実地検査料、判定料、諸経費、認証講習会受講料その他市長が認めたもの | 対象経費の 2 分の 1 以内の額とし、3 万円を限度とする。 |
| 団体認証の取得に要する経費で、認定申請料、実地検査料、判定料、諸経費、認証講習会受講料、初回手数料その他市長が認めたもの | 対象経費の 2 分の 1 以内の額とし、有機農業に取り組む構成員の人数に 3 万円を乗じた額を限度とする。 |
| 団体認証の更新に要する経費で、認定申請料、実地検査料、判定料、諸経費、認証講習会受講料その他市長が認めたもの | 対象経費の 2 分の 1 以内の額とし、有機農業に取り組む構成員の人数に 2 万円を乗じた額を限度とする。 |

別表第2（第8関係）

| 条項 | 提出書類及び添付書類 | 様式 | 提出部数 | 提出期日 |
|------------------------------|--|-------------------|------|-------|
| 規則第4条の規定による書類 | 一 関市有機農業産地づくり推進事業費補助金交付申請書 1 一 関市有機農業産地づくり推進事業計画書 2 収支予算書 3 その他市長が必要と認める書類 | 第1号 第2号 第3号 | 1部 | 別に定める |
| 規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の規定による書類 | 一 関市有機農業産地づくり推進事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書 1 一 関市有機農業産地づくり推進事業計画書 2 収支予算書 3 その他市長が必要と認める書類 | 第4号 第2号 第3号 | 1部 | 別に定める |
| 規則第13条第1項の規定による書類 | 一 関市有機農業産地づくり推進事業費補助金交付請求（精算）書 1 一 関市有機農業産地づくり推進事業実績書 2 収支精算書 3 その他市長が必要と認める書類 | 第5号 第2号 第3号 | 1部 | 別に定める |